

平成29年3月29日

関係団体長 様

大阪府知事

大阪府生活環境の保全等に関する条例（流入車規制）の
改正に係る周知について（依頼）

日ごろから、大阪府の自動車環境対策の推進について格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

大阪府では、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準をより早期かつ確実に達成するため、平成21年1月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき流入車規制を導入実施しております。

流入車規制の導入により、排出ガスの基準を満たさない非適合車の流入は大幅に減少し、大阪の大気環境は改善するなど大きな効果が得られました。そのため、これまで事業者に課してきた義務のうち、目的を達成したものについて終了若しくは緩和するため、下記のとおり条例を改正しました。

つきましては、貴団体の会員様への周知にご配慮賜りますようお願いいたします。

なお、大阪府では今後も引き続き流入車規制を継続するとともに、さらなる大気環境の改善に向け、「非適合車ゼロ宣言～乗らない、頼まない、見逃さない～」をスローガンに掲げ、非適合車の根絶を目指し、立入検査・指導を強化していきますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

1 条例改正日

平成29年3月29日（公布と同日施行）

2 改正の内容

①適合車等標章（ステッカー）の表示義務について終了します。

ステッカーの交付請求及び適合車への表示は不要となります。

なお、現在貼付しているステッカーについて返却は不要です。（貼付したままでも問題はありません。）

②対策地域内において、荷主等による車種規制適合車等の使用のための措置について一部終了します。

運送委託の際の適合車等の使用の求めを終了します。

物品の販売等をする者への使用の求めは継続します。
また、荷主等に課されていた確認・記録の義務は終了します。

③特定運送事業者、特定荷主等及び特定旅行業者による措置等の報告について終了します。
毎年大阪府知事に提出いただいていた措置等の報告は不要となります。

条例改正の詳細は、次の添付資料をご覧ください。

- ・ 大阪府生活環境の保全等に関する条例の一部改正（流入車規制）〔A 3 版〕
- ・ 大阪府公報（抜粋）〔A 4 版〕
- ・ 流入車規制周知用ちらし〔A 4 版〕

また、大阪府のホームページにおいても、以下のURLのページで、条例改正の内容についての周知を行っていますので、参考にしてください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/ryuunyuu/>

— 問 合 せ 先 —

大阪府環境管理室交通環境課

電話 06-6210-9587

FAX 06-6210-9575

E-mail kankyokanri-g07@sbox.pref.osaka.lg.jp